サモア独立国	平成十六年五月十八日
セントルシア	平成十六年五月二十日
トルコ共和国	平成十六年七月一日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年七月十六日
バングラデシュ人民共和国	平成十六年七月二十三日
コンゴ共和国	平成十六年九月七日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年十月七日
アルジェリア民主人民共和国	平成十七年三月八日
レバノン共和国	平成十七年三月三十日
ガボン共和国	平成十七年四月十二日
モザンビーク共和国	平成十七年十一月九日
ポルトガル共和国	平成十八年二月二十七日
タンザニア連合共和国	平成十八年五月十六日
カタール国	平成十九年五月八日
ナミビア共和国	平成十九年六月十八日
アルバニア共和国	平成二十年一月二日
シエラレオネ共和国	平成二十年三月十日
エストニア共和国	平成二十年五月十六日

ベナン共和国よって、同議定書は、次に各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

グルジア	平成八年五月二十日
チリ共和国	平成十年一月十五日
インド	平成十年二月十七日
中華人民共和国	平成十年六月三十日
モナコ公国	平成十二年一月十九日
大韓民国	平成十二年二月九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成十二年二月二十二日
モーリシャス共和国	平成十二年三月二日
コモロ連合	平成十二年四月五日
トリニダード・トバゴ共和国	平成十二年六月六日
タイ王国	平成十二年七月二十日
ジャマイカ	平成十二年十二月八日
ルーマニア	平成十三年二月十七日
ブルガリア共和国	平成十三年七月五日
アイルランド	平成十三年七月二十六日
スロベニア共和国	平成十三年八月三十一日
ドミニカ国	平成十三年十一月三十日
アンゴラ共和国	平成十四年一月四日
バハマ国	平成十四年一月四日
ラトビア共和国	平成十四年二月二十八日
ペルー共和国	平成十四年七月二十四日
マダガスカル共和国	平成十四年八月二十日
ギニア共和国	平成十五年一月二日
リトアニア共和国	平成十五年三月二十三日
マルタ共和国	平成十五年四月二十一日
シリア・アラブ共和国	平成十五年六月十四日
カーボヴェルデ共和国	平成十五年十月四日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十六年七月十四日
サモア独立国	平成十六年八月十八日
セントルシア	平成十六年八月二十日
トルコ共和国	平成十六年十月一日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年十月十六日
バングラデシュ人民共和国	平成十六年十月二十三日
コンゴ共和国	平成十六年十二月七日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十七年一月七日
アルジェリア民主人民共和国	平成十七年六月八日
レバノン共和国	平成十七年六月三十日
ガボン共和国	平成十七年七月十二日
モザンビーク共和国	平成十八年二月十七日
ポルトガル共和国	平成十八年五月二十七日
タンザニア連合共和国	平成十八年八月十六日
カタール国	平成十九年八月八日
ナミビア共和国	平成十九年九月十八日
アルバニア共和国	平成二十年四月二日
シエラレオネ共和国	平成二十年六月十日
エストニア共和国	平成二十二年八月十六日
ベナン共和国	平成二十二年五月五日

二　エクアドル共和国政府、モロッコ王国政府及びポーランド共和国政府は、前記の条約の批准書を、それぞれ、平成十四年一月二十九日、平成十五年四月二十九日及び平成十五年六月十二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十四年四月二十九日にエクアドル共和国について、平成十五年七月二十九日にモロッコ王国について、また、平成十五年九月十二日にポーランド共和国について効力を生じた。

（平成八年十一月二十八日付け、平成九年十月二十三日付け、同年十二月一日付け、平成十年四月二日付け、平成十二年三月六日付け、同年五月九日付け、平成十三年一月五日付け、平成十四年二月十八日付け、同年五月十六日付け、同年七月三日付け、同年十一月十四日付け、平成十五年二月十日付け、同年三月三十一日付け、同年七月十三日付け、平成十六年五月十四日付け、同年八月二十五日付け、同年十月四日付け、同年十一月三十日付け、平成十七年五月十三日付け、平成十九年八月六日付け、平成二十年一月四日付け、同年三月十二日付け、同年五月十六日付け、平成二十二年二月十九日付け、平成十四年二月十八日付け及び平成十五年六月十三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年八月十一日

外務大臣　松本　剛明

○厚生労働省告示第二百八十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）附則第七条第一項の規定に基づき、同項第一号の厚生労働大臣が定める率は、零とする。

平成二十三年八月十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

○農林水産省告示第千五百十四号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年八月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	SUPA1009	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地	第23575号 平成23年6月28日
Nemesia Vent.	ハルネメデザートピーチ	株式会社ハルディン　千葉県印西市竹袋470番地4	第21978号 平成23年6月16日
〃	ハルネメスイートシフォン	〃	第21980号 平成23年6月16日
〃	ハルネメブルーホワイト	〃	第23187号 平成23年6月16日
〃	ハルネメパープルグレープ	〃	第23188号 平成23年6月16日
Prunella L.	ダイイチ-P20-12	第一園芸株式会社　東京都品川区勝島一丁目5番21号	第24394号 平成23年6月15日
〃	ダイイチ-P20-2	〃	第24395号 平成23年6月15日
〃	ダイイチ-P20-35	〃	第24396号 平成23年6月15日